

Ⅲ 実地指導における主な指導事項等【報酬関係等②:就労系以外】

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
1	短期入所	短期入所サービス費	福祉型短期入所サービス費について、昼食の提供を行わない場合に、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた。	昼食の提供を行わない場合は、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定すること。	報酬告示別表第7の1 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A 問110
2	短期入所	短期入所サービス費	福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定について、どの日にサービス費（Ⅰ）又はサービス費（Ⅱ）を算定しているかが不明確であった。	福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定について、当該サービス費の区分が明確にわかる証拠書類等を整備保管すること。	報酬告示別表第7の1のイ(1)、(2)
3	施設入所支援	施設入所支援サービス費と入院・外泊時加算	障害者支援施設入所者が、当該障害者支援施設で地域生活体験中としてグループホーム入居していたが、その間、施設入所支援サービス費の報酬請求が行われていた。	グループホームにおける体験的な宿泊支援を利用する場合にあっては当該体験利用を行っている間について、施設入所支援の基本報酬の算定ではなく、入院・外泊時加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定するべきものであること。	報酬告示別表第9の6のイ、ロ
4	共同生活援助	共同生活援助サービス費	共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4：1）を算定しているが、同サービス費（Ⅰ）で必要とされる常勤換算後の人数を満たしていない月があった。	共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4：1）を算定で必要とされる常勤換算後の人数を満たしていない月については、当該サービス費（Ⅰ）の算定は認められないことから、市町村と協議の上、過誤調整により返還すること。	報酬告示別表第15の1の注2
5	共同生活援助	個人単位で居宅介護を利用する場合（特例）	市町村が必要と認めたものが、個人単位で居宅介護を利用していたが、個別支援計画に位置付けられてなく、特例でない通常の報酬単価を算定していた。	市町村が必要と認めたものが個人単位で居宅介護を利用する場合、当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用を位置付けること。この場合、居宅介護を利用した日については、特例の報酬単価で算定すること。 ※グループホーム入居者が居宅介護、重度訪問介護を利用できる特例はH30.3.31までの経過措置	基準条例附則第14条第2項 報酬告示別表第15の1注5 留意事項通知第二の3(6)①(二)ア(イ)
6	療養介護 生活介護 自立訓練 共同生活援助	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算の対象となる福祉専門職員に変動が生じていたが届出がされていなかった。	福祉専門職員配置等加算について、福祉専門職員に変動が生じた場合は、速やかに届け出ること。	報酬告示別表第6の3
7	生活介護 自立訓練	欠席時対応加算 (月4日を限度)	欠席時対応加算について、欠席の記録はあるが、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録していなかった。	欠席時対応加算について、あらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、その利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があったときに、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等について記録し、残しておくこと。	報酬告示別表第6の7 留意事項通知第二の2(6)⑨
8	生活介護 自立訓練	食事提供体制加算	通所の利用者に係る食事提供体制加算について、個別支援計画に食事の提供を位置付けていなかった。	個別支援計画に食事の提供を位置付けた上で、食事の提供を行い、加算を算定すること。	報酬告示別表第6の10

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
9	短期入所	短期利用加算	短期利用加算について、利用を開始した日から起算して30日を超えた期間についても算定していた。	利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算すること。	報酬告示別表第7の2、 留意事項通知第二の2(7)⑤
10	施設入所支援	夜勤職員配置体制加算	夜勤職員配置体制加算について、加算の要件となる夜勤職員の配置基準を満たしていない日に加算の算定をしていた。	夜勤職員配置体制加算の基準を満たした上で、当該加算の算定をすること。	報酬告示別表第9の2、 留意事項通知第二の2(9)④
11	施設入所支援	栄養マネジメント加算	栄養ケア計画の作成にあたって、管理栄養士が生活支援員の日誌を見ながら作成している等、連携体制が不明瞭である。	栄養ケア計画は、本来、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して作成しなければならないので、計画作成のための体制を整えること。	報酬告示別表第9の10注、 留意事項通知第二の2(9)⑬ (五)
12	施設入所支援	重度障害者支援加算	重度障害者支援加算(Ⅱ)について、個別の支援の評価として1日4時間程度追加配置する基礎研修修了者の勤務時間を、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含めていた。	個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等から除くこと。	報酬告示別表第9の3注3 平成27年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL 1 問18
13	共同生活援助	夜間支援等体制加算	夜間支援体制加算(Ⅲ)の算定しているが、緊急時の連絡先及び連絡方法について、運営規程に定められておらず、共同生活住居内の掲示もされていなかった。	夜間支援体制加算(Ⅲ)の算定に当たっては、緊急時の連絡先及び連絡方法を運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示しておくこと。	報酬告示別表第15の1の5注3 留意事項通知第二の3(6)⑥(三) イ
14	共同生活援助	夜間支援等体制加算	帰宅又は入院した当日の夜について、当該利用者に対し夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定していた。	帰宅又は入院した当日の夜には、当該利用者は、共同生活住居から離れており、当該利用者には夜間支援は提供されていないので、夜間支援等体制加算(Ⅲ)の算定対象者にならない。	報酬告示別表第15の1の5注3 留意事項通知第二の3(6)⑥(三) ウ
15	共同生活援助	日中支援加算	日中支援加算(Ⅱ)について、市町村の地域生活支援事業の日中一時支援事業の利用者に対し、当該加算を算定していた。	日中支援加算(Ⅱ)は、障害福祉サービス等を利用することになっている日に、当該サービスを利用できない時に、個別支援計画に位置付けて当該利用者へ支援を行ったときに、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定することとされているが、市町村の地域生活支援事業の日中一時支援事業の利用者は、障害福祉サービス等の利用者には含まれない。	報酬告示別表第15の1の7注2、 留意事項通知第二の3(6)⑧(二)
16	宿泊型自立訓練 共同生活援助	帰宅時支援加算 (月1回を限度)	帰宅時支援加算の算定において、個別支援計画に基づくことなく算定されていた。	個別支援計画に基づき家族等の居宅等に外泊した場合であって、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定すること。	報酬告示別表第15の4注 留意事項通知第二の3(6)⑫において準用する第二の3(2)⑬